

相模原市農業委員会第34回会議議事録

開 会 日 時 令和6年12月26日 午後1時30分

閉 会 日 時 令和6年12月26日 午後2時59分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (○印)

1	青 木 齊	⑧	志 村 佳 男	⑮	八 木 拓 美
②	齋 藤 憲 一	⑨	阿 部 健	⑯	菱 山 喜 章
3	加 藤 正 博	⑩	高 橋 三 行	⑰	藤 村 達 人
④	渋谷 久 夫	⑪	齋 藤 孝 之	⑱	天 野 明
5	斉 藤 嘉 之	⑫	山 口 幸 男	⑲	加 藤 通 一
⑥	大 塚 優 子	⑬	大 谷 健 一		
⑦	小 林 康 史	⑭	西 東 邦 雄		

出席委員 16名

欠席委員 3名 (1番青木齊委員、3番加藤正博委員、5番斉藤嘉之委員)

傍聴人 0名

事 務 局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席 7番

議席 16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
4	議案第 5 6 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
5	議案第 5 7 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
6	議案第 5 8 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
7	議案第 5 9 号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第 6 0 号	農用地利用集積計画の決定について
9	報告第 5 5 号	農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 0	報告第 5 6 号	農地所有適格法人の報告について
1 1	報告第 5 7 号	特定農地貸付け承認をした市民農園の一部変更について
1 2	報告第 5 8 号	特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について
1 3	報告第 5 9 号	農作物栽培高度化施設の届出の報告について
1 4	報告第 6 0 号	農地造成工事の完了報告について
1 5	報告第 6 1 号	非農地証明書の発行について
1 6	報告第 6 2 号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
1 7	報告第 6 3 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 8	報告第 6 4 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第34回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は16名で、定足数に達しております。

本日、1番青木齊委員、3番加藤正博委員、5番斉藤嘉之委員より欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、7番小林康史委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日、傍聴はございませんので、引き続き、会議を進めていきます。

それでは、これより日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和6年11月29日から令和6年12月25日までの主な会務につきまして、報告いたします。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

12月18日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告10件となっております。

同日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和6年度補正予算の承認についてほかでございます。

続いて、市関係でございます。

11月29日、農業委員会第33回総会を行いまして、農業委員18名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

12月10日、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会を行いまして、農業委員10名、農地利用最適化推進委員8名が出席しております。12月11日には、津久井地区部会を行いまして、農業委員9名、農地利用最適化推進委員9名が出席しております。内容につきましては、いずれも令和7年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に対する回答についてほかでございます。

12月19日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

12月23日、新規就農希望者との話し合いが行われまして、齋藤憲一委員、齋藤孝之委員が出席しております。内容につきましては、新規就農に向けた指導ほかでございます。

私からは以上です。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程 2 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

日程 3 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

議長（阿部会長）

続いて、日程 2「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」及び日程 3「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」をいたします。事務局に報告いたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、12月10日に開催されました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（1）令和7年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に対する回答については、有機農業を推進するに当たって、補助金を活用した取組ができるように周知してほしいとの意見がありました。また、荒廃農地の発生防止及び解消に向けた取組に係る回答について、分かりづらい表現があったので、農政課に確認することとしました。

議題（3）令和6年度農地利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における候補地の選定については、今年度、耕作緑または不耕作黄区分であった農地の情報を共有するとともに、ヒアリング調査を実施する農地の候補地について話し合い、担当区域ごとに対象とする農地を選定しました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

引き続きまして、12月11日に開催されました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（3）令和6年度農地利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における候補地の選定については、今年度、耕作緑または不耕作黄区分であった農地の情報を共有するとともに、ヒアリング調査を実施する農地の候補地について話し合い、担当区域ごとに対象とする農地を選定しました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。
よろしいですか。

〔 はいの声 〕

議長（阿部会長）

それでは、以上で農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告及び農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

日程4 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第56号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-12及び3-1018から3-1019は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年12月26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

収受番号3-12は、相模原市緑区に住む譲受人が、南区に所在する譲渡人（法人）が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページと2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区田名の畑1筆、333㎡です。今後の作付は、露地野菜と一部果樹を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地2筆、426㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、譲受人の妹が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、収受番号3-1018は、緑区城山4丁目に住む譲受人が、緑区東橋本2丁目及び横浜市緑区に在住の譲渡人が共有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は、川尻の畑1筆、720㎡です。今後の作付は、ジャガイモ、ダイズ、ラッカセイ、サツマイモなどの露地野菜を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地9筆、6,356㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が224日、弟が156日、妻が104日で要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-1019は、緑区小原に住む譲受人が、同じく緑区小原に住む譲渡人の農地を、経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。申請地は、小原の畑1筆、861㎡です。今後の作付は、カボチャ、サトイモ、ショウガなどの露

地野菜を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地1筆、780㎡は適切に管理されています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が170日、妻が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3-12については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

13番（大谷委員）

農地にビニールシートが張ってあるんです。この畑は10年ぐらい前に、この法人が取得して、今日まで全く変化がありません。ですから、新しい人にきちんとやっていただければありがたいと思いますが、次の方が田名から寸沢嵐という距離で、30分以上ありますが、これは大丈夫でしょうか。

以上です。

議長（阿部会長）

収受番号3-1018については、城山地区担当、齋藤憲一委員、お願いします。

2番（齋藤委員）

12月24日に現地調査をしました。4ページの図面等では申請のすぐ隣が果樹になっていますけど、現実には、そういう状態にはありません。要するに、写真の左側がちょうど南側になるのですが、土手で、午前中調査したときには、非常に日当たりがいいところでございます。実際には境界がはっきり出ている手前のほうは、もうちょっと右のほうで、距離にして、今、直線に出ているのが東側ですけど、そのちょうど真ん中辺りから北側が申請地です。手前にプレハブみたいなものがあって、農機具等が入っていました。前の譲渡人が使っていたようですけど、3条ですから別に問題ないのですが、言うならば、ここで見てみると、左側のほう、ちょっと土のような色をしていますけど、隣は他人の畑のようで、そこは非常にきれいになっていまして、実際には植付けもされていまして。現実には、そこの境を今度しっかりとしないと、ちょっと分かりにくいような場所でした。いずれにしても、720㎡の申請ですので、車が入ったり、そういう道路もあったり、日当たりもまあまあだし、譲受人は大いに耕作していただければと思います。特に問題はないと思います。御審議のほど、お願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-1019については、相模湖地区担当の青木齊委員ですが、本日は欠席です。同委員から報告を受けております。

12月24日に岸推進委員と現地調査に行き、以前に隣地の非農地立会時に、今回の農地について説明を受けたときよりも、きれいな状態になっていたということであります。以前は境界が境木でしたが、今は境界杭が入っており、隣の譲受人の農地と一体で使うということなので、何ら問題はないとのことでございます。

これより質疑に入りますが、その前に事務局から、3－12について、補足説明をお願いします。

事務局（武信総括副主幹）

先ほどお話にあった本人の通作時間は40分になっているんですけれども、農作業常時従事要件150日以上譲受人の妹さんが田名に在住しているということですので、管理については問題ないと思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

それでは、これより質疑に入ります。

19番（加藤委員）

収受番号3－12の件ですけれども、大谷委員の話だと、グリーンピアが取得してから、ずっと何も変わってなく、利用状況は不耕作ということですが、2年以上前の農業委員会でグリーンピアの現地を確認した人から、不耕起栽培でやっているような話を聞いたんですけれども、不耕起栽培ではなくて不耕作なのですか。というのは、不耕作で、議案第59号でもグリーンピアが出てきますが、グリーンピアの営業形態というか、ここが不耕作で、なおかつ土地を売ってしまう、それでいて、土地を借りているのを継続しているというところがいま一つ分かりづらいので、状況を説明していただけるとありがたいです。

事務局（伊藤所長）

以前にグリーンピアの全部効率利用要件に関して、ここの農地も現地調査しました。三、四年前ぐらいになるかと思うんですけど、その際には、このように防草シートを敷いている状態ではなくて、家庭菜園のように区分された使い方はありました。その件についてグリーンピアに確認したところ、グリーンピアの従業員が自主的に研修するような形で農地を貸していたと聞いています。その後、この写真に右側に道路があるのですが、その反対側も同じような広さでグリーンピアが所有しています。そのときの聞き取りに関しては、グリーンピアは下溝が拠点となっていて、何らかのいきさつでここの農地を取得しましたが、やはり一体的に使うにはちょっと厳しいということで、こちらについては研修生を受け入れている研修畑とか、そのような形で利用していたことを確認しています。

以上です。

議長（阿部会長）

加藤委員、よろしいでしょうか。

ここは従業員の研修用の畑だったということですが、近年では防草シートを張っている状況だということですけど。

7番（小林委員）

同じく収受番号3－12で、譲受人と譲渡人の間の話だとは思いますが、写真のような状態で所有権移転して、露地野菜をやるということでしょうか。譲受人はこれで納得しているのでしょうか。

事務局（武信総括副主幹）

ビニールハウスにつきましては、栽培に使えるようであれば栽培に使うということで、それ以外のものについては譲受人が撤去すると聞いております。

議長（阿部会長）

一番右手奥にある小型のビニールハウスは使えるならば使い、防草シートと単管パイプは撤去するという事だそうです。

17番（藤村委員）

適切に利用されていなかったということがあれば、新たに借りられない、新たな利用が制限されるというような形があると思います。それとも、この写真を撮ったときは、研修と研修の間の期間だったということですか。

事務局（伊藤所長）

先ほど加藤委員がおっしゃられていた利用権の設定ですが、ここについては新規で利用権設定するのではなく、今まで借りていたところの更新ですので、こちらの利用状況については、今までどおり、きちんと露地野菜で耕作されているところですし、今回の3条の当該地については、今まで聞いている中では、農地の利用状況を私自身も確認していきまして、従業員や研修生にきちんと研修の場として提供していたということは確認しております。よろしいでしょうか。

17番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

加藤委員、いいですか。

19番（加藤委員）

はい。

17番（藤村委員）

収受番号3-12と3-1019の譲受人は、全体的な経営面積がそんなに大きくないので、しっかりとやっていただけるような方でしょうかというのが疑問です。

事務局（武信総括副主幹）

3-12は、牧野の2筆については現地を確認していきまして、大変きれいに耕作されていますので、問題ないと認識しております。

事務局（伊藤所長）

3-1019ですけれども、案内図を御覧いただけますでしょうか。申請地を示している矢印がありますけれども、譲受人は、この矢印の左側の家から、南側にある小さいのを含めて建物が3つあるんですけれども、そこもお持ちの方です。一番南側のL字になったようなところ、耕作マークがあると思うんですが、そこをお持ちの方で、代々ここに住んでおられる方で、この方自身は現在、会社員ですが、ここで定年を迎え、自作地のみでしたけれども、きちんと農地も耕作されていて、退職を機に、今後、農業をやっていききたいといった譲受人になります。

17番（藤村委員）

了解しました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第56号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第56号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第57号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-10は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年12月26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号4-10は、申請人が所有する麻溝台4丁目の農地3筆、1,119㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産会社からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、東側にブロック2段積みを設置し、西側及び南側は既設のブロック及びフェンスを利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は神奈川県立さがみ緑風園の南東約190mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

12月22日に現地確認に行っていました。この場所は、北側と南側、両方道路に面していまして、家庭菜園の方がやられている大変優良な農地だと思いますけれども、境界もはっきり確認できまして、転用はやむを得ないのかなと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第57号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程５議案第５７号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 6 議案第 58 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、5 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5-1054 から 5-1061 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 6 年 12 月 26 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6 ページを御覧ください。

收受番号 5-1054 は、譲渡人が所有する緑区中野の農地 1 筆、119 m²を譲受人のビルディングプロ株式会社が資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 10 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由としましては、譲受人は営繕工事・防水業を営んでおり、事業拡大のため、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存ブロック 3 段を使用するとともに、コンクリートブロック 1 段を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中野中学校の南隣です。

続きまして、收受番号 5-1055 は、譲受人の株式会社美都住販が、譲渡人が所有する緑区青山の農地 1 筆、531 m²の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 12 ページを御覧ください。農地区分は第 2 種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産業を営んでおり、特定建築条件付売買予定地として 2 区画販売するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロックを使用するとともに、新たにコンクリートブロック 2 段を設置し、雨水については敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は相模原市緑区役所串川出張所の北約 200 m です。

続きまして、收受番号 5-1056 は、借受人の株式会社住まいの広場 TOWNS が、譲渡人が所有する緑区青山の農地 1 筆、323 m²の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 14 ページを御覧ください。農地区分は第 2 種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産業を営んでおり、特定建築条件付売買予定地として 1 区画販売するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック 1 段から 2 段を設置し、雨水については敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は相模原市緑区役所串川出張所の西約 630 m です。

続きまして、收受番号 5-1057 は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区鳥屋の農地

1筆、198㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、父が所有する住宅に居住していますが、借地のため、老朽化に伴う建て替えができないため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック2段を設置し、雨水については敷地内浸透とし、汚水については合併浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は相模原市緑区役所鳥屋出張所の南東約70mです。

続きまして、収受番号5-1058は、譲受人の株式会社スマートパワーシステムが、譲渡人が所有する緑区青野原の農地5筆、526.12㎡の所有権移転を受け、太陽光発電設備として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、新たに太陽光発電設備を設置するものです。設置する太陽光パネルは、地上高約100cmから150cmのパネル台で、地上面に対して、傾斜角度5度の角度で南向きに設置しますので、反射光による被害等はないものと思われます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲をコンクリートブロック1段積み及びフェンス高さ1.2mを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青野原診療所の西約480mです。

続きまして、収受番号5-1059は、譲受人の株式会社スマートパワーシステムが、譲渡人が所有する緑区青山の農地2筆、1,415㎡の所有権移転を受け、太陽光発電設備として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、新たに太陽光発電設備を設置するものです。設置する太陽光パネルは、地上高約100cmから260cmのパネル台で、地上面に対し、傾斜角度20度の角度で南向きに設置します。申請地は南に向かって下方に三段になっておりますので、反射光による被害等はないと思われます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲をコンクリートブロック1段積み及びフェンス高さ1.2mを設置し、雨水については敷地内浸透とします。申請地は相模原市緑区役所串川出張所の北約450mです。

続きまして、収受番号5-1060は、譲受人の合同会社ACプラスが、譲渡人が所有する緑区青根の農地3筆、2,458㎡の所有権移転を受け、太陽光発電設備として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は22ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、新たに太陽光発電設備を設置するものです。区画としては2区画ありまして、設置する太陽光パネルは、いずれも地上高約50cmから180cmのパネル台で、申請地は北向きにそれぞれ角度としては9度と12度傾斜しており、地上面に対し、傾斜角度15度の角度で南向きに設置しますので、反射光による被害等はないと思われます。なお、南側は山になっております。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲をコンクリートブロック1段積み及びフェンス高さ1.5mを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。

申請地は市立青根診療所の南東約750mです。

続きまして、収受番号5-1061は、譲受人の合同会社ACプラスが、譲渡人が所有する緑区牧野の農地3筆、1,338㎡の所有権移転を受け、太陽光発電設備として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は24ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、新たに太陽光発電設備を設置するものです。設置する太陽光パネルは、地上高約50cmから180cmのパネル台で、申請地は南東向きに約20度傾斜しており、その地上面に対し、傾斜角度15度の角度でパネルを設置しますが、南東側は山なので、反射光による被害等はないと思われます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲をコンクリートブロック1段積み及びフェンス高さ1.5mを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青野原診療所の北東約1,400mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5-1054については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

6番（大塚委員）

24日に高城推進委員と一緒に見てまいりまして、内容的には事務局の説明のとおりで何ら問題はないと思います。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1055、5-1056及び5-1059については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番（八木委員）

12月25日に中島推進委員と現地調査へ行ってきました。

まず、収受番号5-1055についてですが、場所は串川の地域センターから信玄道という道に上っていくような広い道があるんですけども、上っていく途中の右側になります。草刈りもしっかりしてありまして、区画分も検知されていて、周りに住宅も結構ありますので、5条の申請はやむを得ないかなと思います。問題は全くありませんでした。

続きまして、5-1056についてです。案内図にある前の住宅の後ろ側は果樹園だったと思うのですが、現時点で果樹がまだ残っている状態なので、これから抜根して、ここの整地に入るのかと思います。1点だけ気になった点がありまして、建築ということで、建築用の道路が大丈夫なのかということで、中島推進委員と疑問に思っていた部分があり、先ほど伊藤所長に確認させていただきましたら、前の住宅のすぐ右側に道路を造るような話があり、もう道路があるようで、建築用の道路の中に資材を運び込むような形になるということで問題はないとお伺いしたので、ここも問題ないと思います。

続きまして、5-1059、太陽光の件ですけれども、上から下に向かってかなり下がっていく、高低差があるところでしたが、かなり段差がありまして、パワコンというようなものが3段ぐらいになるのかと思います。ここの部分については、各段のせき止めといいましょうか、きちんと流れ出ないような形で施工していただけたらなと思って

います。そして、案内図の用地の右側ですね、こちらが一生懸命耕作されていますので、こちらの農業者の方には十分御留意して施工していただけたらと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5－1057、5－1058及び5－1060については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

収受番号5－1057ですが、12月22日に中島推進委員と現地調査に行っていました。事務局の説明どおりですが、地図で見ると、自宅の裏側になるわけですが、譲渡人から借りて昔から畑をやっていたような感じもあるので、現地写真は汚いですが、撤去して、そこへ自宅を建てるのだと思います。何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、5－1058ですが、12月25日に加藤推進委員と青野原の現場と次の5－1060の青根の現場の現地調査へ行っていました。青野原自体の畑がみんな細長くて、畑としてはとても使いづらく、機械もなかなか入らないという形ですけど、ここもすごく細長い畑になっていまして、防草シートが敷いてあって、不耕作地みたいな感じになっていまして、本人ができないのではしょうがないので、事務局の説明のとおりです。青野原もすごい太陽光が多いですが、太陽光だらけになってしまうようなところがちょっと心配だという感想はあります。

続きまして、5－1060ですけど、3番の写真の一番手前が国道413号になっていまして、ちょっと1段上がっているところから3枚分の畑になります。上のほうには認定外道路があるのですが、自動車などはとても入れる状態ではないので、多分、道路を造って、ここから作業車なり資材を搬入してから太陽光を造ると思います。ここも昔は畑を作っていました。10年、15年、動物のすみかになっているようなところで、カヤがすごかったのですが、写真を見ると、しっかり刈ってあって、きれいになっている状態です。非農地証明を見に行ったときは草ぼうぼうでしたが、きれいになっていました。事務局の説明どおりで何ら問題ないのですが、ここも太陽光で、北傾斜で、写真を見ると、多分、午後の写真だと思うのですが、手前の山際はだんだん日影になっていくので、下は大丈夫でしょうけど、山際が太陽光として利用できるのか、発電効率はどうかかと思っています。

以上で説明を終わります。皆様の御審議よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5－1061については、地区担当、天野明委員、お願いします。

18番（天野委員）

昨日、加藤委員と一緒に現地調査へ行きました。現地の地形等の状況は、事務局が説明したとおりでございます。ここはカヤが繁茂している状況だったようですが、全部、刈ってあります。南西側につきましても、カヤが繁茂していて、不耕作のような状況でした。ですから、ここを太陽光発電に使うことに、何ら支障はないと考えております。

以上です。

議長（阿部会長）

それでは、これより質疑に入ります。

2 番（齋藤委員）

収受番号5-1059について、二点あります。まず、案内図20ページの南側がちょうど土手のようになっていて、家がありますよね。さっき、説明を聞いたところ、傾斜角度が20度で南向きとおっしゃっていましたが、こちら側は太陽光発電の光とかの影響はどうかというのが一点目です。

それからもう一点、今回、太陽光発電の設備の申請が数件入っていますよね。たまたま同じ業者がこの時期に申請したのかどうか分からないのですが、最近、太陽光発電の問題をニュースで耳にしたことがあるのですが、何か理由があって、今の時期、集中的に申請が入っているのか、そこを教えてください。

以上です。

事務局（伊藤所長）

まず一点目の申請地南側の住宅との段差ですけれども、申請地のほうが住宅より1m50cmほど高くなっています。被害防除について、周囲をブロック1段とフェンスで囲う計画になっているのですが、段差がある分、段差の手前1、2mぐらい、任意でバックをしてブロックを積んでフェンスをするとされていますので、住宅には、直接、被害を及ぼさないような計画になっております。

二点目の太陽光発電の件数が多いということですが、今聞いている中では、収受番号5-1060、1061の業者は今年の夏ぐらいから相談に来まして、会社の計画では、津久井事務所管内で3月までに15か所ほど太陽光を設置したいということで相談が始まりました。その中で、簡単に言いますと、3月までに合計15件はできませんということで、地主さんとの交渉がありますから、まずはそこから始まって、できるところは許可を受けていきたいということで話が来ています。もう1件、収受番号5-1058、1059の業者は、今回、初めて津久井事務所に来たのですが、もともと東北地方で太陽光発電事業を行っていきまして、そもそも本社が相模原市の企業で、地元にもそのような場所がないかと探して、今回の2か所の申請ということになっております。

質問を受けたところで、ちょうど1059について、先ほど八木委員から、現場について触れられましたが、八木委員がおっしゃったように、ここの土地は段差が3段になっております。一番上が信玄道とフラットのところになります。ここから、まず1段下がる、そのところも含めて申請地になるのですが、1段目の面積は大体30坪ぐらいの広さになっているのですが、そこについては、今後の計画では、管理するために車で来ますので駐車スペース、そして、使う部分と、この高さが2段目になるのですが、ちょうどここに畑に入るためのスロープを造っていきまして、自分のところに入る用にスロープがあって、もう1点、左側にも畑がありまして、こちらでも耕作している状態です。今回、ここを全面的に転用してしまうと、左隣の畑に入るところがなくなるため、その耕作者のために、1段目から2段目について、既存で進入路としてあったものは、そのまま生かした形で転用していきます。そのようなところを配慮しながら、2段目にもパネルを設置して、最後、一番下の段にもパネルを設置していく転用計画になっております。一応、近隣の方には配慮するような形で、こちらの業者については、そのような転用計画を立てていただきます。

2 番（齋藤委員）

今、図面に出ている向こうは信玄道の北側ですよ。

事務局（伊藤所長）

そうです。

2 番（齋藤委員）

私は手前のことについて聞いています。角度を20度つけるということですが、手前の家がある、この方々への影響はどうなのでしょう。

事務局（伊藤所長）

ここについては、境界よりも段差があるということで、境界から申請地側に、フェンスを1mから2mぐらい下げて造ります。そのフェンスから通路部分を通りますので、また1、2mぐらい下げたところにパネルを設置していくような計画になります。

2 番（齋藤委員）

光の反射は出ないのでしょうか。

事務局（伊藤所長）

反射は出ません。南から来ますので、太陽光というのは、進入角度と平面にぶつかって、同じ角度で上がっていくので、こういう角度のところに、真上から来れば、この面に対して、また同じ角度で反射していきますから、そのような面では、南側の方には光の影響は出ないことになっています。

2 番（齋藤委員）

それともう一点、法律か何かで太陽光の発電業者を許可しないという話で、業者がばたばたやっているのを耳にしたのですが、それで今、申請がどんどん入っているのかなと思ったのですが、そういう法律的なものは全然関係ないのですか。たまたま重なったということですか。

事務局（伊藤所長）

そうですね。駆け込みというわけでもないかと思います。

2 番（齋藤委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

今の齋藤憲一委員のお話、関連する内容では、営農型の太陽光発電についての規制というのは非常に厳しくなるというのはあります。この場合は営農型ではないので、転用になってしまいます。

2 番（齋藤委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

営農型のところでは、その地域の作物の取れ高の一定の割合8割以上が確実に担保されないと駄目なんだというのがしっかり検証されないといけないということのようです。

17 番（藤村委員）

これについて二点あって、一つは、さっき伊藤所長が説明されたように、太陽光、反射角度がどうのと言いましたが、太陽の高さは1年中変わるので、全方向に対して南側に家がありますから、齋藤さんが言われたように、反射光は危惧されるのではないと思われるので、それについては十分に、角度が変わっても大丈夫ということは担保し

ないといけないと思います。

もう一つは、新聞なんかで報じられているのは、もう少し大きいところだと思いますが、大規模な太陽光で、洪水というか、土砂崩れ、土砂流れ、要するに、こういうふう
に草で覆われていれば土も流れないけど、業者に認可してしまったら大量の土砂が下流
に流れてきたときは、伊東市でも、結構大きいところですけども、被害に遭っている
わけです。これも、ほかのところは何となく傾斜地だけど、平らっぽいのであれだけど、
むしろ草が生えなくなってしまうたら、逆ならまだしも、下が家なものだから、今、写
真を撮っている背中側に、崖下に家が建っているのですよね。大丈夫かなという気がし
ます。

事務局（伊藤所長）

太陽光を支える支柱ですが、土砂が発生するような工法ではないと思います。下は土
のままです。

17番（藤村委員）

この間の8月の終わりだったか9月の初め、相模原市でも相当、畑の泥が流れたけど、
こういう傾斜地だったら、土のままだったら相当やられると思うのですが。

事務局（伊藤所長）

降雨量にもよるかと思うのですが、基本的には下は土のままなので、まずは浸
透すると考えております。

17番（藤村委員）

この状態ならいいですが、多分、建てると、きれいになりますよね。

事務局（伊藤所長）

なりますけれど、パネルを支える支柱は、長いネジみたいな、スクリー工法と書いて
あるのですが、支柱自体を2mぐらい地面にねじ込んで立てる工法です。

17番（藤村委員）

山崩れみたいなことを言っているのではなくて、土崩れというか土流れ、土砂流れと
いうか、表土が流れてしまうようなことがないですか。

事務局（伊藤所長）

一応その点については、ここの現場に関しては、ほかのところでも数多くパネルをや
っているところですから、技術面では、その点は承知されていると思われます。当然、
我々も、周囲の方に迷惑がかからない、被害を及ぼさないようにということで指導して
いますので、あわせて、その点については、きちんと業者に伝えて指導していきたいと
思います。

17番（藤村委員）

具体的には、こちらの境の辺りに、きちんとした排水口なり土留めみたいなものがな
いと、この傾斜角だと相当しんどそうな話になる気がします。

事務局（伊藤所長）

そうですね。また改めて、傾斜の確認と被害防除策、例えば、今予定としては南側に
ブロック1段積みとなっていますが、それを高くするなり、被害防除策を検討して考え
るようにと伝えたいと思います。

17番（藤村委員）

もう一点質問ですが、写真の真ん中を走っているのは農道になるんですか。

事務局（伊藤所長）

そうです。

１７番（藤村委員）

農道って、パネルは除外されるわけですね。農道は残さなければならぬ。

事務局（伊藤所長）

それでは、案内図で説明させていただきます。ここの農道は基本的にはつぶしません。このまま残します。この転用図面のとおりにはフェンスで囲います。

１７番（藤村委員）

最近、電線を盗まれたとかいって、フェンスをつけているのではないですか。そうすると、この農道のところも２本、両側につけるということになるのですか。

事務局（伊藤所長）

両側、フェンスはやります。

１７番（藤村委員）

それと、さっき言ったのと同じですけど、この地図で言うとも南側に家とかがあるので、反射光は心配ないと表現されているけど、可能性はないのでしょうか。

事務局（伊藤所長）

反射光に関しては、この申請地は北側、地図で言えば上のほうに対して下っています。これが４１３号で国道ですけれども、この土地に対して、住宅側のほうが高いです。

１７番（藤村委員）

光は上に行ってしまうということですか。

事務局（伊藤所長）

ですので、国道に向かって下っているという申請地になります。この面に対して、逆に山側が南ですから、南側に太陽光パネルの面を角度としては向けます。そうなるとうと、反射角度から考えると、ここにあるのは住宅ではないです。地図では四角く形がありますが、物置ですので、住宅ではないです。こちら側には住宅がありますけれども、ここは申請地より幾分、１ｍ５０ｃｍから２ｍぐらい低くなっているところで、当然、こちら側にはパネルは向けませんので、ここに対しては、反射光については何ら影響がないところす。当然、南側が山になっておりますので、そういった立地になっております。

１７番（藤村委員）

はい、分かりました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言ございませぬでしょうか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第５８号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 6 議案第 58 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 議案第 59 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 7 議案第 59 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、10 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 59 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6-36 から 6-45 及び 6-1054 から 6-1060 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 12 月 26 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11 ページから 16 ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定するものです。本庁管内の 10 件について説明いたします。

整理番号 6-36 は、耕作者変更に伴う利用権設定です。借受人の耕作面積が 0 m² になっていますが、家族経営で酪農を行う認定農業者で、過去に所有した農地で 20 年以上耕作した経験があるため、借受けを認めるものです。当該農地では飼料作物や露地野菜を栽培予定です。

整理番号 6-37 から 6-44 は、期間満了に伴う更新のための利用権を設定するものです。利用目的が水田のものは水稻を、普通畑のものは露地野菜を栽培予定です。

整理番号 6-45 は、新規に利用権を設定するものです。借受人は本農業委員会が令和 4 年 3 月 24 日に新規就農認定した者が初めて借り受けるものです。当該農地では、サツマイモやジャガイモなど露地野菜を栽培予定です。

本庁管内は合計 10 件、15 筆で、合計面積は 16,715.89 m² です。契約期間はいずれも 3 年です。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、14 ページを御覧ください。

整理番号 6-1054 及び 6-1055 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 28 ページを御覧ください。契約期間は 5 年で、件数は 2 件、4 筆で、面積は 5,236 m² です。今回の申請地においては、露地野菜、ブロッコリー、カリフラワー、カブなどの栽培を行う予定となっております。

続きまして、整理番号 6-1056 及び 6-1057 は、解除条件付き法人である借人が新たに利用権を設定するものです。案内図は 32 ページを御覧ください。今回の利用権設定農地においては、ニンジン、サトイモ、コマツナなどの露地野菜を作付する予定です。契約期間は 3 年で、件数は 2 件、2 筆で、面積は 2,423 m² です。なお、この法人は農薬不使用の野菜や加工品を取り扱う自然食品の販売店を営んでおります。そのような食品を販売しているうちに、自ら生産する野菜を店舗などで販売していきたいと考えて、今回、解除条件付きで法人参入となりました。

続きまして、6－1058は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は34ページを御覧ください。契約期間は10年で、件数は1件、5筆で、面積は1,440㎡です。

残りの2件、整理番号6－1059と6－1060は期間満了に伴う更新で、4筆で2,741㎡、更新期間は、1059が4年、1060が5年となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第59号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第59号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 60 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 8 議案第 60 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、17 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 60 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6-214 から 6-223 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 12 月 26 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18 ページから 20 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。

本庁管内の 10 件について説明いたします。

このうち、整理番号 6-214、6-215、6-216、6-220 は、耕作者変更に伴う利用権設定で、合わせて 4 件、7 筆、7,065 m²です。

残りの整理番号 6-217 から 6-219 及び 6-221 から 6-223 は、新規で利用権を設定するもので、合計 6 件、8 筆、5,967 m²です。新規分の案内図は 35 ページから 46 ページを御覧ください。これらのうち、利用計画が普通畑のものは露地野菜を、水田のものは水稻を栽培する予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第 60 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 8 議案第 60 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 報告第55号 農地法第3条第1項第13号の規定による農

地の権利取得届出の受理の報告について

日程10 報告第56号 農地所有適格法人の報告について

日程11 報告第57号 特定貸付け承認をした市民農園の一部変更について

日程12 報告第58号 特定貸付け承認をした市民農園の廃止について

日程13 報告第59号 農作物栽培高度化施設の届出の報告について

日程14 報告第60号 農地造成工事の完了報告について

日程15 報告第61号 非農地証明書の発行について

日程16 報告第62号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程17 報告第63号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程18 報告第64号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

事務局から補足説明はございますか。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、21ページを御覧ください。朗読いたします。

報告第55号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利取得届出の受

理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第4条第1項第2号の規定により、別紙農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので報告する。令和6年12月26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、22ページを御覧ください。

収受番号3-11は、農地中間管理機構に指定されている神奈川県農業会議が、農地売買等事業の実施により、中央区田名に住む譲渡人が所有する農地について、所有権の移転を受ける旨の届出です。当該地は、大島の畑で、1筆、711㎡です。当該届出は農地中間管理機構が農地売買等事業により所有権を移転する際、農地法第3条第1項第13号に基づき、あらかじめ届け出た場合は許可を要しないものとなるものです。今回、これを令和6年11月20日に受理したために報告します。この事業につきましては、農用地区域内の農地を売り、譲渡益が発生すると、その譲渡益に対して所得税または法人税がかかるのですが、農業委員会のあっせんなどにより、農用地区域内の農地を地域の担い手に売った場合には、その譲渡益から一定額が特別控除される仕組みになっております。

続きまして、37ページを御覧ください。報告第61号の38ページ、10-1028につきましては、前回総会で欠番になっていた案件の報告がこちらに記載されております。

以上で説明を終わります。

事務局（伊藤所長）

もう一点ございまして、23ページの農地所有適格法人の報告について、24ページもしくは25ページをお開きください。報告に係る受領期間が令和5年2月1日から令和6年1月31日のものに対して、細かく言いますと、1月31日を過ぎてから3か月以内に報告しなければいけない農地所有適格法人の報告ですが、この法人に関してはこういったことが繰り返されています。この報告に関してもそうですし、また、先ほど審議いただいた利用権の更新の申請に関しても、期限が過ぎてから、事務局側から再三催促しておりましたが、なかなか出してもらえなく、今回、やっと提出したのも、実を言うと、この報告より、利用権の更新が審議されないと、申請地は営農型の太陽光発電が設置されているところですので、1月1日からの更新で継続できないと、場合によっては太陽光を撤去しなければいけないので、何度も提出するようにと請求したところ、今回、やっと利用権と法人の報告が提出されたという状況です。提出の際に、担当だけではなく、私も代表者に対して、こういったことでは、今後、農地所有適格法人としての継続が危ぶまれるからきちんとやってほしいということは釘を刺すような形で伝えておきました。一応そのような経過があって、今回、やっと提出してきたということですので、御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

それでは、委員の皆様から御発言をお願いしたいと思いますが、質疑を含め、お願いします。

17番（藤村委員）

今の説明、アグレアさんのことですが、営農型の太陽光ですか。

事務局（伊藤所長）

営農型です。

17番（藤村委員）

畑が1.5ヘクタール、そして、農作物の売上げが1,400万円、これ、結構なものではないですか。

事務局（伊藤所長）

はい、それだけではないので、まだ、営農型については、作物としての収穫は出ていません。そもそも、アグレアの場合は、営農型をやる以前に、主な作物、こちらに書いてありますけど、果樹の中でも桃をかなり栽培しておりまして、こちらの収益が、都内で販売している関係で、かなり高値で取引してもらっているということになります。それで、毎年、1,000万円を超える収入が上がっているということです。

17番（藤村委員）

そうすると、農業そのものからの、自分のところで採ったものを都内で売っているということですか。

事務局（伊藤所長）

そうです。

17番（藤村委員）

例えば、自分のところで採ったものは1割だけど、9割は青森から採ったリンゴだとか、そういうことではないのですか。

事務局（伊藤所長）

ないです。それでは収益として、農地所有適格法人としての要件に当たりませんから、法人要件が認められなくなってしまいます。

17番（藤村委員）

この1,400万円は分かりましたが、そうすると、太陽光のところは、まだ収益はないのですか。

事務局（伊藤所長）

まだです。後ほど全協で説明させていただきたいと思います。

議長（阿部会長）

では、本件は全協ということでよろしいですか。

17番（藤村委員）

はい、分かりました。

もう一つ、21ページの報告第55号は普通の3条の審議とはどこか違うのですか。

事務局（武信総括副主幹）

こちらは普通の3条の許可ではなくて、神奈川県農業会議で行う農地等売買事業の届出により、あらかじめ届け出た場合につきましては、農業委員会から受理通知書が出まして、それを税務署に持って行って特別控除の手続きをして、あとは売買契約を結んだ後に登記所で許可なしに所有権移転ができるというものです。

17番（藤村委員）

だから、公社は農地でやるから、これでいいということなのですか。

事務局（武信総括副主幹）

そうです。規模縮小農家の方が農地を手放すときの譲渡益というものに対して、特別控除で農地を手放してうまく集約できるような事業になっていると認識しております。

17番（藤村委員）

これは公社でなければ駄目なのですか。

事務局（武信総括副主幹）

はい、法律上はそうなっております。

17番（藤村委員）

なるほど。はい、分かりました。

7番（小林委員）

33ページ、報告第59号の農作物栽培高度化施設の届出について、これはシイタケ栽培の施設だと思うのですが、地域の方から、結構、あれは何だと言われているので、どういう造りなのかなど説明していただけますか。

事務局（武信総括副主幹）

今回の届出だけについて説明させていただきますと、今回の報告は、7月開催の第29回総会において報告した案件の再提出、面積変更となっております。農作物栽培高度化施設につきましては、農地法第43条の届出行為となっておりますので、事業計画変更等の規定がないことから、面積に変更が生じたので、新たに43-2として、再度、届出を提出しております。内容につきましては、全協で説明させていただければと思います。

以上で報告を終わります。

議長（阿部会長）

では、全協で取り扱うことにさせていただきます。

ほかに御発言ございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程9報告第55号から日程18報告第64号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第35回総会は、令和7年1月31日金曜日午後1時30分から開催する予定です。場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第34回総会を終了いたします。